

**熊本県告示第1046号**

平成12年10月27日熊本県告示第872号（休猟区の設定）は廃止する。  
平成15年10月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県告示第1047号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定したので、同条第3項の規定により告示する。  
平成15年10月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 南関休猟区  
区域 玉名郡南関町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）  
面積 1,528 ヘクタール  
存続期間 平成15年11月1日から平成18年10月31日まで
- 2 広見休猟区  
区域 鹿本郡鹿北町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）  
面積 1,480 ヘクタール  
存続期間 平成15年11月1日から平成18年10月31日まで
- 3 高尾野休猟区  
区域 菊池郡大津町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）  
面積 1,800 ヘクタール  
存続期間 平成15年11月1日から平成18年10月31日まで
- 4 阿蘇品休猟区  
区域 阿蘇郡一の宮町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）  
面積 763 ヘクタール  
存続期間 平成15年11月1日から平成18年10月31日まで
- 5 笹越休猟区  
区域 八代郡泉村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）  
面積 1,630 ヘクタール  
存続期間 平成15年11月1日から平成18年10月31日まで
- 6 小峰休猟区  
区域 球磨郡錦町、人吉市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）  
面積 1,430 ヘクタール  
存続期間 平成15年11月1日から平成18年10月31日まで
- 7 次郎丸休猟区  
区域 天草郡松島町、姫戸町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）  
面積 1,762 ヘクタール  
存続期間 平成15年11月1日から平成18年10月31日まで

**熊本県告示第1048号**

昭和48年10月23日熊本県告示第829号（銃猟禁止区域の設定）は廃止する。  
平成15年10月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県告示第1049号**

平成5年10月29日熊本県告示第908号（銃猟禁止区域の設定）は廃止する。  
平成15年10月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子